

令和3年第4回上毛町議会定例会会議録 (1日目)

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

令和3年11月30日 午前10時00分

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（12名）

1番 高西正人 2番 友岡みどり 3番 岩花寛之 4番 田中唯登志
5番 廣崎誠治 6番 宮本理一郎 7番 峯 新一 8番 三田敏和
9番 安元慶彦 10番 茂呂孝志 11番 荒牧弘敏 12番 宮崎昌宗

欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 坪根秀介・ 副町長 岡崎 浩・ 教育長 道免 隆
会計管理者 佐矢野 靖・ 総務課長 永野英憲・ 企画情報課長 垂水英治
開発交流推進課長 熊谷豊司・ 税務課長 堀田京介・ 住民課長 円入忠義
子ども未来課長 園田秀秋・ 産業振興課長 垂水勇治・ 建設課長 堀 綾一
教務課長 村上英之・ 総務課主幹 宮吉保男

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 堀 三好
議会事務局 宮野英治

○議事日程

令和3年第4回上毛町議会定例会議事日程

令和3年11月30日 午前10時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第49号 上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
て
- 日程第 5 議案第50号 上毛町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第51号 指定管理者の指定について（道の駅しんよしとみ）
- 日程第 7 議案第52号 令和3年度上毛町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 8 議案第53号 令和3年度上毛町一般会計補正予算（第7号）

○委員会付託

文教厚生常任委員会

議案第50号 上毛町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

総務産業建設常任委員会

議案第49号 上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第51号 指定管理者の指定について（道の駅しんよしとみ）

予算決算常任委員会

議案第53号 令和3年度上毛町一般会計補正予算（第7号）

○会 議 の 経 過 (初日)

開議 午前10時00分

○議長（宮崎昌宗君）皆さん、おはようございます。定刻になりました。御起立をお願いいたします。

一礼して御着席願います。礼。

ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから、令和3年第4回上毛町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は運営資料を配付しておりますので、御覧ください。

○議長（宮崎昌宗君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、6番 宮本議員、7番 峯 議員を指名します。

○議長（宮崎昌宗君）日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。

安元委員長。

○9番（安元慶彦君）皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

議長から今期定例会の運営について諮問を受け、11月26日に議会運営委員会を開催し、お手元に配付の会期日程表（案）のとおり協議、決定いたしましたので報告します。

11月30日火曜日、本会議で議案の上程を行います。なお、議案第52号の1件については、審議、討論、採決を行います。

12月1日は休会とします。

12月2日木曜日、3日金曜日は本会議で一般質問とします。2日の質問者、3日の質問者は、それぞれ3人とします。

12月4日、5日は休会とします。

12月6日月曜日は文教厚生常任委員会、続いて総務産業建設常任委員会、続いて予算決算常任委員会を、1日での開催とします。

12月7日、8日、9日は休会とします。

12月10日金曜日は、本会議で委員会付託案件の審査報告を受け、討論、採決を行います。

以上、会期は本日から12月10日までの11日間とすることが適当であると決定いたしましたので、報告します。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）議会運営委員長報告が終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月10日までの11日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月10日までの11日間とすることに決定しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に提出された議案は、町長から条例改正2件、補正予算2件、その他1件の計5案件であります。

次に、本定例会の会期日程を申し上げます。配付しております運営資料4ページを御覧ください。

本日の会議では、町長提出案件の議案を一括上程し、町長からの提案理由の説明を受け、総括質疑を行います。議案第52号の1件については、本日、審議、討論、採決を行います。残りの4件は後でお諮りし、所管の常任委員会に審査を付託する予定です。

ここで皆様をお願いします。本日、審議、討論、採決を予定している議案に対する質疑は、後の議案内容の説明の際に行っていただきますよう、御協力をお願いします。

12月2日、3日に本会議を開催し、一般質問を行う予定です。2日の質問者、3日の質問者は、それぞれ3人を予定しています。

12月6日に文教厚生常任委員会、総務産業建設常任委員会、予算決算常任委員会を、1日で順次開催したいと思います。

12月10日に本会議を開催し、各常任委員長から委員会付託案件の審査状況の報告を受け、討論、採決を行います。

地方自治法第121条の規定に基づき、町長及び教育長の出席の要求をいたしました

ころ、お手元に配付の名簿のとおり説明員の出席報告がありましたので、これを許可し、出席いただいております。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）これから議案の上程を行います。なお、議案の上程に際し、議案名の朗読は省略します。

日程第4議案第49号、日程第5議案第50号、日程第6議案第51号、日程第7議案第52号、日程第8議案第53号、以上5件を一括上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（坪根秀介君）皆さん、おはようございます。

本日ここに令和3年第4回上毛町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに御多用の中、万障お繰り合わせの上、御参集をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、11月19日の臨時議会において、私の所信の一端を述べさせていただきました。補足することがあるとするならば、昨今、デジタル技術も科学技術も医療についても日進月歩している中、我々は単にそのスピードや便利さに何とか合わせていくだけでは不十分だと考えていて、行政もこうした技術革新を、町の規模や地域性と照合し、メリット・デメリットを十分認識した上で、町にふさわしい効果的な活用をすべきと考えています。そして、AIに人が使われることのないよう、未来のあるべき姿を想像し、軌道修正を図ることが肝要であると考えております。

マーケティングリサーチ会社のアンケート調査によると、10年一昔と言っても、現在では時代のスピード感について、大半が3年から5年を一昔と感じているようであります。本町の総合計画は既に16年が経過しています。我が国では、SDGsやカーボンニュートラル等、世界基準に後れをとっており、加えて2年に及ぶコロナ禍でライフスタイルも大きく変わる中、全国各市町村においても、現在の実状にそぐわなくなった古いまちづくり計画のマスタープランを見直す報告が次々となされています。

本町でも新戦略の目標達成に向けて、業者丸投げの無責任な計画ではなく、町独自の九州一輝くシンクタンクを結集し、ブランディングをキーワードに、成果が上がる、

責任が取れる事業展開を進めてまいるべきと思っておりますが、令和4年度につきましては、新たに定住ゾーンと交流ゾーンのマスタープランを作成し、住民の皆さんにも十分御理解いただけるものをお示しいたしたいと考えているところでございます。

極めて予測しづらい時代の変化に対応できるのは進化する者だけです。そのために、日々挑戦し、多くの失敗も成功も学び、経験を重ね、そこから上毛の未来を切り開き、歴史を紡いでまいる覚悟であります。どうか、議員各位の御理解と御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、これより提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提出しております案件は、条例改正2件、補正予算2件、その他1件の計5案件であります。順次、御説明をいたします。

議案第49号、上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和3年6月11日に、また同法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が令和3年9月10日にそれぞれ公布されたことに伴い、これに準じて本条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第50号、上毛町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和3年8月4日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第51号、指定管理者の指定について（道の駅しんよしとみ）であります。令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間、引き続き指定管理者としてしんよしとみ街づくり有限会社を指定するため、上毛町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第5条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第52号、令和3年度上毛町一般会計補正予算（第6号）であります。今回の補正額は、1億4,747万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ64億1,412万6,000円とするものであります。

歳出の主なものといたしまして、総務費の一般管理費において、長引く新型コロナウイルス感染症の影響等により、世界的な原油価格の高騰や生活必需品の価格上昇が

続く中、国等が実施する各種給付金や支援制度の恩恵を受けにくい働く世代を中心とした19歳から74歳までの町民に対して支援を行うための上毛町生活支援給付金事業関係経費を計上しております。

議案第53号、令和3年度上毛町一般会計補正予算（第7号）であります。今回の補正額は、5,516万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ64億6,929万円とするものであります。

歳出の主なものとして、総務費では企画費において、現在、宿泊施設の誘致計画をしております旧ふるさと手づくり村跡地の施設解体工事費を計上しております。

民生費では、児童福祉総務費において令和2年度子ども・子育て支援交付金の精算還付金を、児童措置費では令和4年10月支給分から制度改正が行われます児童手当のシステム改修経費及び令和2年度子どものための教育・保育給付交付金の精算還付金を計上しております。

衛生費では、新型コロナウイルス感染症対策費において、3回目のワクチン接種を実施するためのコールセンター運營業務委託料等の関係経費を計上しております。

農林水産業費では、農林振興費において、本年度新型コロナウイルス感染症対策のため県単事業として新設された園芸品目生産緊急支援事業により、町内園芸作物生産者に対して助成を行うための補助金を、農地費では、令和4年度計画しておりましたため池ハザードマップ作成業務に対する補助金の前倒し交付の決定が国よりありましたので、委託料等の関係経費を、地籍調査費では、法務局への登記を行うにあたり、調査時以降分筆登記が行われた土地について、地図修正を行うための関係経費を計上しております。

土木費では、道路維持において、安全な交通を確保するために行っております町道のり面等の支障木伐採事業の経費に不足が生じたので、その不足額に対する増額補正を行っております。

災害復旧費では、農地災害復旧費において、災害査定及び災害箇所精査により、工事費等の額が決定することによる増額補正を行っております。

以上、概略を御説明申し上げましたが、いずれも重要な案件でございますので、慎重に御審議をいただき御可決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（宮崎昌宗君）提案理由の説明が終わりました。

これから提案理由に対する総括質疑を行います。

前にも述べましたが、本日、審議する案件に対する質疑は、後の議案内容の説明の際に行っていただくよう御協力をお願いします。

提案理由に対する総括質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）質疑なしと認め、提案理由に対する総括質疑を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）これから、本日採決する議案の審議を行います。

日程第7、議案第52号、令和3年度上毛町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（永野英憲君）それでは、議案第52号につきまして御説明をいたします。

議案第52号、令和3年度上毛町一般会計補正予算（第6号）。

令和3年度上毛町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,747万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億1,412万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和3年11月30日提出。上毛町長、坪根秀介。

歳出の補正予算の内容でございますが、予算書の8ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費におきまして、先ほど町長の提案理由でもありましたが、長引く新型コロナウイルス感染症の影響等により、世界的な原油価格の高騰や生活必需品の価格上昇が続く中、国との支援制度の恩恵を受けにくい働く世代を中心とした19歳から74歳までの全町民を対象に、町独自の支援策として実施をさせていただきます上毛町生活支援金給付事業の関係経費といたしまして、1億4,717万4,000円の増額補正をお願いしております。

補正の内容でございますが、まず10節需用費に申請書に用います改ざん防止用紙代といたしまして1万9,000円。申請書の郵送・返信用封書の印刷代として15万

6,000円。需用費合計で、17万5,000円。

11節役務費に、申請書の郵送代として121万3,000円。給付金の振込手数料といたしまして28万6,000円。役務費合計で149万9,000円。

18節負担金補助及び交付金に、給付金対象見込み者数4,850人に対し1人3万円を給付するための経費といたしまして、1億4,550万円をお願いしております。

また、今回の補正では、人件費の職員手当等におきまして、扶養手当等の新規認定による不足額といたしまして、予算書の9ページ、3款2項3目の児童福祉施設費に11万8,000円。予算書10ページ、4款1項1目の保健衛生総務費に5万1,000円。予算書11ページ、9款1項2目の事務局費に13万1,000円。合計で、30万円の増額補正を併せてお願いをさせていただいております。

それでは、予算書の4ページをお願いいたします。歳入の補正でございますが、今回の補正財源につきましては、上毛町生活支援給付金事業経費に財政調整基金1億4,710万円を取り崩しいたしまして予算措置を行っており、残りの37万4,000円につきましては普通交付税により予算措置をさせていただいております。

以上が議案第52号の説明でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎昌宗君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）ただいま町長からその旨御報告がありましたけども、前回18歳以下75歳以上を対象とした生活支援策を講じてまいりましたが、今回、その間を埋めるように19歳以上74歳以下ということで、今回の19歳以上75歳以下の層に対する考え方を一言で町長は、「恩恵を受けにく年齢層」だという表現をなさいました。なるほど、この年齢が子育てや生活に最も経済的負担を負ってる世代であるということは十分に認識できます。逆に言えば、最も稼いでいる、また、稼げる年代であるという認識もできようかと思えます。この辺の配慮、深堀りといったものを執行部サイドは十分考慮したんでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）これは、昨年度もさせていただきましたうちの生活緊急支援金のときも町長が申し上げたと思いますが、今言うように、まず生活の困窮者を第一

に考えるべきだというふうに思いますが、それがなかなか、基準を設けるに当たっても調査をするに当たってもなかなか難しいところがあるろうというようなことで、最終的には一律19歳から74歳までの全ての住民に対し1人当たり3万円を交付するのが平等であろうというようなことでの今回の事業でございます。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員。

○6番（宮本理一郎君） 私は、住民に対してあまねく公平・平等という点では、これは誠によい施策だというふうに思う半面、財政面のことを考えますと、例えば周辺自治体との、こういう意味での給付競争とか支援競争とかということが財政面に与える影響、逆に言えば、周辺部から見ると上毛町の財政の豊かさ・好調さというものを変な形でアピールするようなことになれば、見方によれば安易な政策ではないかというふうに見られる側面もあるんじゃないかという危惧するわけでございまして、私は、こういう苦しいときこそ、住民に例えばふるさと納税が好調だからというようなことをアピールしておりますが、それであればその利益を住民還元するということは誠によろしい政策だと思うんですが、これはやっぱり今言った単発的な政策というふうに考えていただきたい。これが今後、住民のいろんなサイドから、また支援してください、また給付してくださいというような、コロナの長期化とともにそういった回数が増えてくるという財政負担を非常に危惧しているわけですが、町長その辺はどう思いますか。

○議長（宮崎昌宗君） 町長。

○町長（坪根秀介君） 昨年は2万円を一律給付したということで、今年は6月1日付で弱者からいくということで18歳以下、9月1日付で75歳以上、そして12月1日付で働く世代ということで、上毛町町民ワンチームということで、昨年と今年と合わせて5万円一律ということになるんだろうと思います。

いずれにしても、今は平時ではなく非常事態ということでこういったことを考えているわけでございますし、これが町民にとって大変ありがたいというふうな評価を受けておりますし、来年も再来年もというようなことは恐らくないだろうと思うわけでございますし、我々も、昨年も申し上げましたけども、財政調整基金というものはこういう事態のときに蓄えておくべきものだということで、しっかり蓄えているわけでございますし、ふるさと納税はふるさと納税で稼ぐ行政というのを目指していますから、今年も京築ではうちが一番であるということでもありますし、出せるときは出しておかなければ逆に住民から非難を受けるんじゃないかというふうに思うわけでござい

す。

いずれにしても、ないお金を配っているわけじゃなくて、しっかり蓄えて、それ以外にしっかり事業もできるだけの財源はあるというふうに思っていますので、御理解いただければというふうに思います。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員、3回目です。

○6番（宮本理一郎君） 誠に町長の政策は、住民からも地域自治体からもすばらしいという評価を得ているのは、事実でございます。特に、財政に関しては、短期的というよりも長期的な展望に立って執行すべきだというふうに思いますし、とは言え、また一昨日あたりから新しいコロナ、変異株が出てきて、これが驚異的な力を持ってるといふ今後の展開が危惧されます中で、今後もこのようなことがないとは言えないわけで、住民の生命、財産、幸福、健康を守るという立場において、我々はいつ何どき、そういう危険な状態にあった場合、住民を保護する・守るといふのは当たり前で、そういった意味で財政を拠出するということは、私は、何ら問題ない、逆に歓迎されるべきことだと思います。私が言いたいのは、今後とも財政とにらみ合って、一時的な単発的な措置として出すのは当然よろしいんですが、本町の長期的な展望に立って財政措置を講じていただきたいという思いがございます。最後にもう一言。

○議長（宮崎昌宗君） 町長。

○町長（坪根秀介君） 稼ぐ行政ということで、できる限りしっかり蓄えてまいりたいというふうに基本的には思っていますし、それと同時に上毛町の住民の所得を上げたいということも考えておりますので、しっかり町民の所得が上がってくる、これは九州一とかになる可能性もあるわけですから、そういうふうに我々がやはり背中で語るというようなことをやっていくことで、次の世代がしっかり稼ぐようになるんだろうと思っておりますので、そうやって一人一人が稼いでいくというのは教育の一環でもあると私は思っていますし、そういうふうになればそれぞれが、行政のみならずみんなで力を合わせてお互いに助け合うという共助の力も生まれてくるんだろうと思っておりますので、今後、議会の皆さんにもしっかり連携していただいて、そういうことを目指していただければというふうに考えております。

○議長（宮崎昌宗君） ほかに質疑は。岩花議員。

○3番（岩花寛之君） 昨年町長のほうから、今配らなければいつ配るといふことで、国よりも先んじて、日本で一番ではなかったかもしれませんが、九州では本当に

一番に配ったときが2万円ということで、今回3万円を19歳から74歳ということなんですけれども、この事業を計画するに当たって、前はスピードが命というところで現金でということだったと思うんですけれども、例えば商品券、3万円全部ではないかもしれないけれども、そのうちの一部でも商品券を配ってするという検討がなかったかどうか。というのが、やはり上毛町、商業規模が小さいですけれども、やはり経済循環が町の中でできてないというふうに感じておるところがありまして、そういうふうなところを活性化する意味でも、プレミアム商品券はプレミアム商品券、こういうふうな町の事業として一律で配るときに、そういうふうな現金以外のことも検討があったかどうかだけ教えていただければと思います。

○議長（宮崎昌宗君）町長。

○町長（坪根秀介君）一応、そういうことも検討はしたわけでございますけども、やはり何と言っても困っている人たちが何に困っているかは家庭によって違うわけでございますし、地域性もあるんですけど、上毛町はなかなかお金を使う場所がないというようなことを言われてるので、そういった商業施設の誘致であるとかいうのも同時にやっているんですけども、やはり皆さんの声を聞く中で、先ほどプレミアム商品券も言われてましたが、極力そういう制限がないほうがいいというふうに住民のことも考えながら判断したところでございます。

○議長（宮崎昌宗君）よろしいですか。

○3番（岩花寛之君）はい。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに質疑はございますか。友岡議員。

○2番（友岡みどり君）この予算につきましては、コロナ禍の中で町民が暗い生活を強いられてる中で、ささやかではございますが、明るい方向に行ける町の施策だと思って喜ばしく思っております。ただ、本来、議会は30日に開会されておりますが、通常であれば12月の第2火曜日ということでございます。

私は、町長の執行権で、前回全員協議会でこの部分については十分総務課長より説明もいただいております、議員さんからも発言を出されておりました、審議まで行きませんが、ある程度、議会側も了承をしているのではないかと考えておりますので、こういうような町民のための施策については、町長の権限で専決処分をされて、通常の議会の中で議会報告という形をとられてもいいんじゃないかなと思ったりしています。大きく議会会期を変更するのではなくて、町長の権限をしっかりと発動しながら

やっついていかれてはどうかというふうに思っておりますので、今後そういう形も検討してください。

○議長（宮崎昌宗君） 答弁は要りますか。

○2番（友岡みどり君） はい。

○議長（宮崎昌宗君） 町長。

○町長（坪根秀介君） 大変ありがたい御意見だなと思っておるわけでございますけれども、しっかり今後の参考にさせていただきたいと思えます。

○議長（宮崎昌宗君） ほかに。安元議員。

○9番（安元慶彦君） 私は、予算の内容については全く異論ありませんけれども、支給の方法について、対象者に申請の手続を負わせなければならないということで、これは名前も分かっておるし人数も分かっておるということで、昨年、全員に支給したときの資料もあると思えますし、19日の全協の中の資料においても4,850人の方々に振り込めばいいのではないかと、こんな感じがするんですね。

要は、明日から師走に入りますけれども、1年で一番お金の動くときでありますから、1日も早く皆さん方の財布に3万円が入るような方法を私は取るべきではないかと思っております。何か申請手続をしてもらわなければリスクがあるのか、アクシデントが起こる可能性があるのか、そこら辺は事務方のほうはいかがですか。

○議長（宮崎昌宗君） 総務課長。

○総務課長（永野英憲君） 今回申請をしていただく理由といたしまして、大きく二つが考えられると思えます。

まず今回の給付金につきましては、18節の負担金、補助交付金という節での予算となります。今回の給付金につきましては補助金の類いになるのではなかろうかということから、まず対象者の方から申請書を出していただく。うちが受付けた段階で対象者の方については債権が発生する、我々町としては債務が発生するというようなことが一つ考えられます。

それから、振込先については、確かに昨年度2万円を給付した資料がございますが、その中でも口座の再確認が必要ではなかろうかと。前回につきましては、世帯主のほうでございます。75歳以上の世帯主のところにつきましてはそのまま送るんですが、そこに本当に振り込んでいいのかどうかという確認も必要になろうかと思えます。

確かに議員さんが言われますように、国の今回の18歳以下の5万円の給付につい

での15歳以下については、プッシュ型というようなことで申請書は要らないというような取組で年内に早急に支払うというようなことがございますが、その件につきましては、しっかりとした児童手当の情報を持っております。児童手当の情報をそのまま移行するということがございますので、口座等については間違いがないということがございますが、我々は去年の2万円をお配りした口座ということになりますので、再度確認も必要ではなかろうかということがございます。

今、議員さんが言われますように、年内の給付というようなことで、我々も本日、この予算を御可決いただいた後にすぐに準備に取りか掛からせていただいて、早ければ12月6日には郵送させていただきたいというふうに思っております。郵送につきましては3日程度で完了するというようなことで郵便局とも協議が取れておりますので、それから申請書を出していただければ、年内の12月27日には第1回の給付が行えるということで今準備を進めておりますので、そういうことで、できる限り年内での支給を今考えているということで御理解をいただければと思います。

○議長（宮崎昌宗君）安元議員。

○9番（安元慶彦君）時期が時期ですから、1日でも早くということ。

それと、何か恩着せがましいような感じを受けるところがあると思うんですね。申請をしなければあげませんよというようなことも、何となく行政の温かみというものが、その辺で感ずる人もあるのではないかという感じがします。リスクが絶対ありませんということは言い切れないとは思いますが、その辺あたりが、そういう心配をするということが、町長が目指す九州一輝く町、なかなかそこまでいってないからその辺の心配があるんだというふうなことになると思うんですけれども、私はそんな感じで、できるだけそういったある知恵を活用しながら、早く支給ができるということ望んでおるわけでございます。

これから先のああたこうだは物の考え方の相違になると思いますけれども、私はそういう立場で判断をしています。以上です。

○議長（宮崎昌宗君）答弁はいいですか。

○9番（安元慶彦君）はい、いいあれじゃなきゃ要りません。

○議長（宮崎昌宗君）なるべく質疑で終わるようにお願いします。

ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） それではこれで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君） 全会一致。したがって、議案第52号、令和3年度上毛町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決することに決しました。

これから議案の委員会付託を行います。

11月26日議会運営委員会の協議結果を運営資料として配付しております。

運営資料2ページの委員会付託表を御覧ください。

付託案の朗読に際しても議案名の朗読は省略します。

議案第50号の1件は文教厚生常任委員会へ、議案第49号、議案第51号の2件は総務産業建設常任委員会へ、議案第53号の1件は予算決算常任委員会へそれぞれ付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

続いて、各常任委員会の開催日についてお諮りします。

運営資料3ページ、委員会日程表を御覧ください。

各常任委員会の開催日は、議会運営委員会で決定いただいた日程のとおり決定したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員会の開催日は、運営資料、委員会日程表のとおり開催することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

散会 午前10時39分

令和3年11月30日